

第7章 環境影響を受ける範囲であると想定される地域

第7章 環境影響を受ける範囲と認められる地域

1 環境影響を受ける範囲と認められる地域の検討

本環境影響評価において、環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域から概ね半径4.0km以内の区域とした。ただし、廃棄物運搬車両が集中する国道10号 大南大橋先交差点～対象事業実施区域間の距離は約5.0kmであることから、半径4.0km範囲から大南大橋先交差点に至るまでの国道10号沿道を環境影響を受ける範囲に含めるものとした。

なお、設定に際しては、環境への影響が広範囲に及ぶものとして考えられる大気質、騒音・振動、景観について、以下のとおり検討した。

1.1 大気質

- ・「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」（平成18年9月 環境省）において、煙突排ガスによる影響の調査対象地域として、最大着地濃度出現予想距離の概ね2倍を見込んで設定した例が示されている。
- ・計画施設における最大着地濃度出現予想距離は、類似事例を参考とすると約1.0～2.0km程度と考えられる（表7.1-1 類似事例参照）。

表7.1-1 類似事例

事例	作成年月	稼働年度	事業者名	処理方式	処理能力 (t/日)	炉数	煙突高さ (m)	排ガス量(湿) (m ³ N/h・炉)	最大着地濃度 出現距離(m)
環境影響評価書 －目黒清掃工場建替事業－	平成28年6月	R4(予定)	東京二十三区 清掃一部事務組合	ストーカ式	600	2	約150	102,550	約900
名古屋市南陽工場設備更新事業 環境影響評価準備書	令和元年11月	R8(予定)	名古屋市	ストーカ式	560	2	100	87,000	約1,420
環境影響評価書 －江戸川清掃工場建替事業－	令和元年7月	R9(予定)	東京二十三区 清掃一部事務組合	ストーカ式	600	2	約150	102,550	約1,600

- ・「新環境センター整備に係る計画段階環境配慮書」（令和2年7月 大分市）における施設の稼働（排出ガス）に係る予測結果より、最大着地濃度出現距離は約0.8～1.2km程度とされている。

上記を総合すると大気質の面からは、計画施設における最大着地濃度出現距離を2.0kmと仮定し、その2倍距離の4.0kmの範囲について、環境影響を受ける範囲であると認められる地域としても過小ではない。

1.2 騒音・振動

- ・資材等運搬車両、廃棄物運搬車両の主要走行ルートは本市中心部から国道10号を通るルートとなる。
- ・国道10号において、資材等運搬車両、廃棄物運搬車両の走行による騒音・振動への影響は、市内中心部から南下するにつれて、一般車両交通量が減少傾向となる対象事業実施区域の近隣（大南大橋先交差点～対象事業実施区域）で大きくなると考えられる。
- ・特に、廃棄物運搬車両についてみると、国道10号 大南大橋先交差点～対象事業実施区域に、廃棄物運搬車両台数の87.4%が集中することとなり、大南大橋先交差点までの距離は約5.0kmである（資料2章参照）。

1.3 景観

- 「新環境センター整備に係る計画段階環境配慮書」（令和2年7月 大分市）において、景観を計画段階配慮事項として選定し、文献その他の資料調査結果及び現地踏査により、対象事業実施区域より概ね4.0kmの範囲について現地調査、予測及び評価を行った。その結果、対象事業実施区域より0.9～1.6kmの距離を有する地点からの景観（視野に占める割合、仰角、圧迫感）に大きな問題はないと考えられた。